準中型免許導入後の新制度

●現行制度

【車両総重量】	5.0トン		11.0トン	
【最大積載量】	3.0トン		6.5トン	

普通自動車	中型自動車	大型自動車
普通免許	**中型免許**	**大型免許**
18歳以上 （乗車定員10人以下）	20歳以上 普通免許等保有通算２年以上 （乗車定員11人以上29人以下）	21歳以上 普通免許等保有通算３年以上 （乗車定員30人以上）

●平成29年３月12日以降の新制度

【車両総重量】	3.5トン		7.5トン		11.0トン	
【最大積載量】	2.0トン		4.5トン		6.5トン	

普通自動車	準中型自動車	中型自動車	大型自動車
普通免許	**準中型免許**	**中型免許**	**大型免許**
18歳以上 （乗車定員10人以下）	18歳以上 （乗車定員10人以下）	20歳以上 普通免許等保有 通算２年以上 （乗車定員11人以上29人以下）	21歳以上 普通免許等保有 通算３年以上 （乗車定員30人以上）

新免許制度 Q&A

Q1 準中型免許を受けて準中型車を運転する場合、初心者マークの表示義務はありますか？

A 準中型免許を受けた人についても普通免許と同様に、免許取得後1年未満の場合は、初心者マークの表示が義務付けられています。ただし、普通免許を受けてから2年以上の人については、表示する必要がありません。

Q2 今回の制度変更前に普通免許を受けている人について、制度変更後の運転免許はどのようになるのですか。

A 現行制度の普通免許をすでに受けている人については、既得権を保護するものとし、車両総重量５トンまでの限定付きの準中型免許とみなすこととされています。

Q3 Q２のように車両総重量5トンまでの限定付き準中型免許を受けた人が、限定のない準中型免許を受けようとした場合、どのような手続が必要ですか。

A 車両総重量5トンまでの限定付き準中型免許を受けた人が、車両総重量7.5トンまでの準中型免許に切り替えるためには、公安委員会が行う限定解除の審査を受ける必要がありますので、教習所に相談をしてください。

Q4 準中型自動車に第２種免許はないのですか？

A タクシーやバス等の旅客自動車を運転するためには、第２種免許が必要となりますが、準中型第２種免許は設けられていません。例えば、乗車定員20人の旅客自動車を運転するためには、中型第２種免許が必要となります。

教習生の皆様へ

平成29年３月12日に免許制度が変わります！

準中型免許が新設されます。

現在、普通免許を取得するため教習を受けている方、または受けようとしている方は、教習期限の９か月以内に教習所を卒業したとしても、**新制度開始の前までに運転免許試験に合格しないと、現行の普通免許は受けることができません。**ご注意下さい。

●現行制度

現行の免許	教習所を卒業し、運転免許試験に合格する日	運転できる自動車
普通免許	新制度の開始前	車両総重量５トン未満
		最大積載量３トン未満
		乗車定員10人以下

●平成29年３月12日以降の新制度

新制度の免許	教習所を卒業し、運転免許試験に合格する日	運転できる自動車
普通免許	平成29年３月12日以降	車両総重量3.5トン未満
		最大積載量２トン未満
		乗車定員10人以下

※平成29年３月12日以降、運転免許試験に合格して取得した普通免許では、
最大積載量２トン以上の自動車は運転できなくなります。
※詳しく知りたい方は、最寄りの教習所に確認して下さい。

一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会